

令和3年度 公文書開示状況（5月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R3. 4. 12	R3. 5. 6	〇〇本部長等へのコーチング研修及び関係事務の委託 資料一式 (〇〇グループ)					1											当該公文書は、実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
2	R3. 4. 26	R3. 5. 13	宗教法人〇〇貸借対照表平成27、28年度分					1											文書保存期間を過ぎており、存在しないため。	生活文化局都民生活部管理法人課
3	R3. 4. 26	R3. 5. 13	宗教法人〇〇財産目録（貸借対照表）平成29年度決算分	1	1						1			1					(7条3号) 法人の事業活動に関する情報であり、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため (7条6号) 公にすることは、信教の自由を妨げることのないようという宗教法人法の趣旨、目的に反するため、宗教法人の所轄庁への信頼を損ない宗務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課
4	R3. 3. 16	R3. 5. 14	東京都平和祈念館（仮称）での公開を前提に都が所有している資料に関する寄贈品のリスト、購入品のリスト、東京都庭園美術館での保管・点検状況を記録した文書 東京都平和祈念館（仮称）の整備計画について2016年以降に行われた都知事へのレク資料	123	1															生活文化局文化振興部文化事業課

令和3年度 公文書開示状況 (5月決定分) 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号		
5	R3.3.16	R3.5.14	東京都平和祈念館(仮称)での公開を目的に収集し、都が所有する証言記録について証言の内容をまとめた文書、証言者リスト、祈念館で公開することについて証言者と交わした文書 東京都平和祈念館(仮称)での公開を目的に収集し、都が所有する証言を東京都平和祈念館(仮称)以外で公開することについて証言者のうち9人と交わした文書 東京都平和祈念館(仮称)での公開を前提に都が所有している資料について祈念館以外で公開するための同意文書	97		1					1					1			(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるため (7条4号) 公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局文化振興部文化事業課
6	R3.3.16	R3.5.14	東京都平和祈念館(仮称)での公開を目的に収集し、都が所有する証言記録について証言の電磁的記録													1			(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため	生活文化局文化振興部文化事業課

令和3年度 公文書開示状況（5月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	不存在	否応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
7	R3. 3. 16	R3. 5. 14	東京都平和祈念館（仮称）での公開を目的に収集し、都が所有する証言記録について録音録画・編集作業に関わった人のリスト 東京都平和祈念館（仮称）での公開を目的に収集し、都が所有する証言を東京都平和祈念館（仮称）以外で公開することについて証言者のうち9人から同意を得ることになった経緯と検討状況が分かる資料、他の321人について同意を得る必要性を検討した文書、同意を得ないまま証言者が亡くなった場合の対応、公開可否について検討した文書、証言者や遺族から寄せられた要望 東京都平和祈念館（仮称）での公開を前提に都が所有している資料について祈念館以外での公開について同意を得ることになった経緯と検討状況が分かる文書 東京都平和祈念館（仮称）の整備計画について2000年以降の検討状況を示す資料					1											当該文書を作成または取得しておらず、存在しないため	生活文化局文化振興部文化事業課
8	R3. 5. 10	R3. 5. 14	特定非営利活動法人〇〇の事業報告書類（平成14年度から平成28年度まで）	138		1													（7条2号） 個人に関する情報で特定の個人を識別できるため （7条3号） 法人の事業活動情報であり、法人の業務運営上の地位に支障を及ぼすと認められるため （7条4号） 公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課

令和3年度 公文書開示状況（5月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分					(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	不応答拒	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号				
9	R3.5.6	R3.5.18	学校法人の私立学校助成金調査票（A表）のうち、3 貸借対照表（平成27年度から令和元年度決算分）（40法人分）	200	1																(7条3号) 開示により法人の財産状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課
10	R3.5.12	R3.5.21	国立文化施設の運営について令和3年5月10日付報道発表資料（緊急事態宣言の延長に伴う国立文化施設の運営に係る申し入れについて）	4	1																	生活文化局文化振興部企画調整課